

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |  |
|-------------|--|
| 事故等番号       | 2013門第5号   |
| 事故等種類       | 運航不能（機関故障）   |
| 発生日時        | 平成24年11月26日 17時30分ごろ   |
| 発生場所        | 鹿児島県南大隅町佐多岬西方沖<br>佐多岬灯台から真方位290° 1.5海里付近<br>（概位 北緯31°00.0′ 東経130°37.9′）  |
| 事故等調査の経過    | 平成25年1月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報        |  |
| 船種船名、総トン数   | 貨物船 第八勝丸、376トン   |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 140664、勝丸運輸有限公司  |
| 乗組員等に関する情報  | 機関長、四級海技士（機関）  |
| 死傷者等        | なし   |
| 損傷          | 主機ガバナリンク機構のノックピンが脱落  |
| 事故等の経過      | <p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、熊本県八代市八代港に向けて佐多岬西方沖を航行中、平成24年11月26日17時30分ごろ主機が過速度停止装置の作動によって停止した。</p> <p>本船は、主機製造所と連絡をとりながら、各部を点検したところ、ガバナ出力軸と燃料加減軸を連結しているガバナリンク機構のノックピンの脱落を発見し、同ピンの装着箇所をワイヤで固縛するなどの応急措置を施して主機を始動したが、不動回転するので、主機の運転を断念して救援を要請した。</p> <p>本船は、来援したタグボートにえい航されて鹿児島県鹿児島市鹿児島港に入港した。</p> |
| 気象・海象       | <p>気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約18m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約3m</p>   |
| その他の事項      | 主機は、本インシデントの約3年前の定期検査工事でガバナを開放整備した際、ガバナリンク機構のノックピンを取り外して復旧したが、その後、ノックピンを取り外したことはなかった。  |
| 分析          |  |
| 乗組員等の関与     | 不明   |
| 船体・機関等の関与   | あり   |
| 気象・海象の関与    | なし   |
| 判明した事項の解析   | 本船は、佐多岬西方沖を航行中、ガバナリンク機構のノックピンが脱落して主機の回転数制御が不能となったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。   |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>ガバナリンク機構は、機関振動等によってノックピンが脱落した可能性があると考えられるが、ノックピンが脱落した要因については、明らかにすることができなかった。</p>                                |
| <b>原因</b> | <p>本インシデントは、本船が、佐多岬西方沖を航行中、ガバナリンク機構のノックピンが脱落して主機の回転数制御が不能となったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>                 |
| <b>参考</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主機のガバナリンク機構の点検を入念に行うこと。</li></ul> |